

[事案 29-75] 契約解除無効等請求

・平成 30 年 1 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、募集人の言うとおりに告知書に記入したものであること等を理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

睡眠時無呼吸症候群等の疾病により入院したため、平成 27 年 9 月に告知し、同年 10 月に契約した終身保険等に基づき、入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、入院給付金等も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消すか、以前契約していた保険と同種の保険契約を締結してほしい。

- (1)告知の際、告知事項について募集人の言うとおりに「いいえ」に丸を付けるなどした。
- (2)募集人に対して、自分が患っている病気をすべて話して契約に臨んだ。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から、昔病気で病院に通っていたことがあるという話は聞いたが、具体的な病名や時期などは聞いておらず、告知を要すべき 5 年以内には通院や治療はしていないと聞いた。
- (2)募集人は、告知妨害および不告知教唆をしていない。
- (3)申立人は、睡眠時無呼吸症候群について、告知の 1 年以上前から告知をした月まで月 1 回通院しており、告知時に認識があったことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知の経緯等を把握するために、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が不告知教唆等をしたとは認められず、また募集人が申立人から既往症について全て聞かされていたとも認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。